

平成 25 年（ワ）第 252 号，平成 26 年（ワ）第 101 号，平成 27 年
(ワ) 第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第 2 陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2023 (令和4) 年 2 月 12 日

準備書面（597）

（被災市町村の状況と現況について（南相馬市小高区））

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利孝

同 広田 次男

同 米倉 勉

同 鳥飼 康二

同 佐藤 美由紀

同 山田 大輔



本書面は、南相馬市小高区の被災前の状況及び現況について主張するものである。なお、本書面では、分離前の一陣原告の供述調書や証拠も引用しているが、これらの原告については「一陣原告」と表記する。

目次

第1 本件事故前の南相馬市小高区	3
1 風土	3
2 沿革	3
3 小高区の特徴	4
(1) 自然	4
(2) 文化	5
(3) 子ども・新成人	7
4 つながり、かかわり、持続性	8
(1) 人と人とのつながり	8
(2) 人と自然とのかかわり	12
(3) つながりとかかわりの持続性	12
第2 小高区の帰還者数について	13
1 小高区に対する調査	13
2 小高区の人口動態	14
(1) 住民登録者数	14
(2) 居住者数	16
(3) 死亡者数	17
第3 インフラの状況	17
1 教育施設等	17

2 医療機関（甲 A987）	18
第4 経済活動	19
1 農業	19
2 事業所、商業施設	19
第5 まとめ	20

第1 本件事故前の南相馬市小高区

1 風土

南相馬市小高区は、福島県の東端部に位置し、東に太平洋を臨み、西は阿武隈山地の山々を望む地域である。東西 13 km、南北 9 km、総面積 91.95 km²を有し、本件事故前は、田園風景が広がるまちであった。

比較的温暖な気象条件に恵まれており、寒暖の差は比較的少なく、夏は涼しく、冬は降雪の少ない地域である。

2 沿革

小高区内からは、縄文時代の遺跡とされる浦尻貝塚（平成18年に国史跡に指定）が発掘されている。浦尻貝塚は、約7ヘクタールにも及ぶ大きなムラであり、貝塚（貝がらなどの食べかすを捨てたものが、山のように積み重なったもの）を擁し、そこでは約5700～3000年前（縄文時代前期～晩期）という古く長い間、人間の暮らししが営まれていたことがわかっている。

現在の南相馬市小高区は、区内中央部に位置する小高地区（旧小高町）、西部に位置する金房地区（旧金房村）及び東部に位置する福浦地区（旧

福浦村) でなっている。江戸時代までは小高郷(おだかごう)と呼ばれ、相馬氏により統治されていた。相馬氏による統治は、189 (文治5) 年、源頼朝の命令により、千葉常胤(ちばつねたね)が小高郷を治めることとなったところから始まる。常胤は、次男である相馬師常(そうま もろつね)に領土を治めさせ、その後、相馬氏は、周りの地方豪族をも傘下におさめながら近世大名に成長していった。小高郷は、この相馬氏のもと、長い封建制度が終わるまで一度の国替えもなく相馬藩政に治められることとなった。

その後、明治維新を経て、1889 (明治22) 年、町村制が施行され、これまでの小高地方31の村を、小高村・金房村・福浦村の3村に統合した。

1896 (明治29) 年4月1日、郡制の施行のため、相馬郡が発足し、小高村も同郡に所属した。

1898 (明治31) 年、小高村は小高町となった。

1953 (昭和28) 年9月2日に町村合併促進法が施行されたことを受け、小高地方は、福島県町村合併モデル地区として、1954 (昭和29) 年4月1日、小高町・金房村・福浦村を合併し、人口2万人の小高町に編成された。

さらに、2006 (平成18) 年1月1日、平成の大合併により、小高町・鹿島町・原町市が合併して、南相馬市が誕生し、このとき小高町は、小高区として再編され、現在に至っている。

3 小高区の特徴

(1) 自然

小高区は太平洋に面した地域であり、区内を流れる小高川は太平洋に注がれている。小高川の河口に広がる小高村上海水浴場(塚原海岸)

では、きれいな海と美しい砂浜で海水浴やサーフィン、キャンプ、海づりを楽しむことができた（甲A第971号証、甲A第972号証）。

秋は、親子でオオヤマザクラの苗木を林に植樹した（甲A第973号証）。

小高区の最高峰である懸の森は、うつくしま百名山にも選ばれています。小高区の西端、原町区との境界に位置している。古くは靈場として修験者の修行の場として、戦前は戦勝祈願と兵士の無事を祈って山頂の神社に参拝する人々で賑わいを見せ、本件事故前は、多くの登山客でにぎわった。古くから地元の人々と深い関わりを持ってきた名山である。

小高区ではこのように自然豊かな中、自然とのつながりの中で人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきた。

(2) 文化

小高区に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

ア 各地区に伝わる伝統芸能は、田植え踊りや宝財踊り、鳥刺し舞、神楽などが挙げられる。11月には、小高区ふるさと民俗芸能発表会が開催され、小中学校の代表や地域の芸能保存会などの出演者がこれらの踊りや舞を披露し、伝統芸能を受け継いできた（甲A第974～976号証）。

イ 相馬野馬追

相馬野馬追は、1978（昭和53）年5月22日、国の重要無形民俗文化財として指定された。野馬追の出陣式は相馬中村神社・相馬太田神社・相馬小高神社の各妙見神社で行われ、最終日には、小高区内の相馬小高神社で野間懸が行われる。野馬懸は、多くの馬の中から神のおぼし召しにかなう馬を捕らえて奉納するという神事である。昔の名残を留めている唯一の神事といわれ、古式にそつ

たこの行事が、野馬追が国の重要無形民俗文化財に指定される重要な要因となった。

このように相馬小高神社と小高区の住民たちは、相馬野馬追の重要な役割を果たし受け継いできた。

ウ 相馬小高神社・小高城跡

相馬小高神社は、中世の奥州相馬氏の居城であった小高城跡にある。小高城は、奥州相馬氏が下総国から移った鎌倉時代の終わりころから江戸時代の初めまでの約280年間、奥州相馬氏の居城であった。小高城は別名を「紅梅山浮舟城」と呼ばれ、住民たちにも親しまれてきた。

相馬小高神社は、南北朝時代に陸奥相馬家当主の相馬重胤が小高城を築城した際、遠祖・平将門が崇敬していた妙見菩薩を城の鎮守として祀ったのが起源とされている。明治時代に小高神社、戦後に相馬小高神社と改称した。相馬野馬追では祭り3日目の野馬懸の祭場地としての役割を果たし、正月には多くの参拝者で賑わい、春は桜の名所として、住民たちに愛されてきた神社である。

エ 文化祭

小高区の文化祭は、50年以上続く伝統行事であり、広く住民たちに親しまれてきた。同時期に、工業祭と農業祭も開催され、小高区全体をあげて作り上げてきた祭りである。

オ 大悲山の石仏

南相馬市小高区泉沢にある薬師堂石仏・阿弥陀堂石仏・観音堂石仏は「大悲山の石仏」と呼ばれ親しまれてきた。

仏像の様式から、製作時期は平安時代前期と推定され、1千年以上も前にこの地で比類なき仏教文化が花開いたことを示す貴重な歴史遺産である。1931（昭和5）年に国史跡に指定された。東

北地方で最大・最古の石仏群であることから、栃木県宇都宮市
大谷磨崖仏、大分県臼杵市臼杵磨崖仏と並んで日本三大磨崖仏に数えられ、日本有数の石窟寺院と評価されている。

薬師堂石仏の前庭石段そばには、目通り 8.4 m、高さ 4.5 m を測る県内有数の杉の木が立っている。樹齢は、千年に及ぶものと推定され、薬師堂石仏が作られたころに、育ち始めた木であると考えられており、福島県の天然記念物に指定されている。

(3) 子ども・新成人

小高区の本件事故前の子ども・新成人の人数は次のとおりである。
2010 年の小高区の成人式は新成人 126 名（甲 A 第 977 号証、
3 頁）、2011（平成 23）年的小高区の成人式では新成人 142
名が参加した（甲 A 第 978 号証）。

本件事故前、小高区内には、南相馬市立小高小学校、南相馬市立金房小学校、南相馬市立鳩原小学校、南相馬市立福浦小学校があった（本件事故により、小高区内の小中学校は、鹿島区に仮設移転された。）。

5 月には各小学校で運動会が開催され、鳩原小学校では「応援合戦・紅白綱引き」、小高小学校では神旗争奪戦などの競技が行われ、大勢の児童が競い合った（甲 A 第 979 号証）。

2009（平成 21）年度の小高区の小中学校の卒業児童・生徒数は、小高小学校 65 名、福浦小学校 20 名、金房小学校 14 名、鳩原小学校 8 名の合計 107 名（以上小学校）、小高中学校 133 名であった（甲 A 第 980 号証、14 頁）。

また、2010（平成 22）年度の小高区の小中学校の入学児童・生徒数は、小高小学校 62 名、福浦小学校 28 名、金房小学校 23 名、鳩原小学校 8 名の合計 121 名（以上小学校）、小高中学校 106 名であった（甲 A 第 981 号証 11 頁）。

このように、本件事故後と違い、小高区では多くの子どもたちと新成人たちの姿を見ることができた。

4 つながり、かかわり、持続性

(1) 人と人とのつながり

本件事故前、小高区では、血縁（家族、親族）のつながり、地縁のつながり、職業を通じた、趣味を通じたつながり、など様々な人と人のつながりが形成されて、住民はそこから「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する」生活を営んできた。

ここでは、原告らの陳述書及び原審における本人尋問結果から、原告らが小高区において多様な人と人のつながりの中で生活をしてきたことを述べる。

ア 血縁（家族、親族）のつながり

小高区の住民の中には、親戚どうしが近隣に居住しており、祖父母も交えて子育てをする例は珍しくなかった。ある原告の子どもたちは、不法投棄の見回りなどの地域活動に積極的に参加している祖父を身近に見て育ち（甲C50-1一陣原告丸山佑二陳述書5頁）、あるいは、ある原告の家庭では、小学校の運動会には、応援に集まる親戚10名分の弁当作りを母親任せではなく祖父母も一緒に行った（甲C19-3一陣原告國分富夫陳述書9頁）。

こうして祖父母世代と日常を過ごすことで、子どもたちは日常から様々なことを学びとり、子どもたちの親は、子育てに経験豊かな祖父母の知恵と協力を得ることができた。これにより、豊かな成育過程を経て子どもたちが成長できる環境が備わっていた。

イ 地縁のつながり

小高区内では、葬式の際に部落の住民どうしで協力しあう「結い」

の風習が残っていた部落もあった。ある原告の場合、自分たちの部落に 80 軒の家があり、通夜と告別式には部落の 80 軒が「結い」という形で協力し、必ず来てくれた(原告寺岡訓子本人調書 9 頁)。

また、小高区では隣組という行政区があった。隣組に所属する住民は、「なんとなく言葉の合せはしなくとも、困ったところにはみんなで助け合うというふうな、自然とそういうふうなことになっていましたし、どこかのうちで不幸があればみんなで助け合う、葬儀まで全部みんな隣組でやる」(一陣原告國分富夫第一審本人調書 16 頁) というように、相互に協力しあう関係にあった。

さらに、地元の友人関係も、同様な役割を果たしていた。子どもが小さいころからの母親同士のつながりについて、ある原告は、「私はお年寄りを見ていたので、勤めには出ていなかったので、うちにいるのわかっているんで、しょっちゅう遊びにふらっと、私がいないとそのまんま帰るくらいの話でよく遊びにきてくれました。」「私は、・・・趣味でケーキ焼いたりするのが好きで、コーヒーも好きなんで、そんなの焼いていると、においがしたから遊びにきたよなんて言って自分でつくった季節のタケノコ料理とかお漬物とかを持って遊びにきました。で、お茶事をしました。」(一陣原告寺岡訓子本人調書 27 頁) と述べた上で、そうした友人たちとの交流について、「そりや携帯電話で話したって、顔と顔を合わせて話すのでは全然違います」と涙ぐみつつ証言している(一陣原告寺岡訓子本人調書 28 頁)。この証言からは、地元住民との日常的な交流が、物心両面において住民たちの支えとなっていたことがわかる。

小高区では、社会生活の様々な場面で、こうした地域住民どうしの相互扶助関係が生きていたのである。

ウ 職業を通じたつながり

その土地で仕事を続けてきたことで、その土地での信頼を得た原告もいる。大工一筋のある原告の妻は、夫の仕事について、「地元の小高と原町で、長年続けた誠実な仕事により評判と信頼を得てきました。ですから、小高に暮らせないということは、夫が積み重ねてきた長年の努力の成果まで失うようなもの」（甲C54-1一陣原告寺岡訓子陳述書15頁）であると述べている。

エ 趣味を通じたつながり

ある者は、趣味でニホンミツバチを飼育し、収穫したハチミツを近隣に分けたり（甲C19-3一陣原告國分富夫陳述書5頁）、畑で育てた野菜を近隣で分けあった（甲C19-3一陣原告國分富夫陳述書6頁）。

またある者は、趣味で続けていたバドミントンを通じて（甲C50-1一陣原告丸山佑二陳述書6頁、甲C19-3一陣原告國分富夫陳述書7頁）、あるいは、酒を交わす時間や様々な勉強会を通じて、地元住民との交流と信頼関係を築き上げてきた（一陣原告國分富夫本人調書19頁）。

こうした人間関係は、「即できるものではなくて、長い時間の中で信頼関係ができる」といくものである（一陣原告國分富夫本人調書19頁）。

オ その他のつながり

夏季は、盆踊り大会や大声大会などの小高サマーフェスティバルが開催された。盆踊り大会では、笛や太鼓、鉦(かね)に合わせて、「相馬盆唄」が披露され、住民たちは、仮装をし、やぐらを囲んで踊った（甲A第981号証、一陣原告國分富夫本人調書21頁）。

11月には文化祭、工業祭、農業祭が開催され、小高駅前通りは

多くの参加者でにぎわった。文化祭では、住民たちが習字や絵を出し、農業祭では住民が育てた野菜を出品し、品評会をおこなった(一陣原告國分富夫本人調書20頁～21頁)。ある原告は、こうした地域の祭りが子どもたちにとっても大切な行事であったことについて、「(避難先で孫を)学校に迎えに行きました。そのときに、何か車の中でめそめそとしている姿を見ました。それで、何なのかといつたならば、小高でやっていた文化祭のパンフレットですね、パンフレットを見て思い出して涙を流していたんですね。」と証言している(一陣原告國分富夫本人調書22頁)。

また、同じ11月、小学生により鼓笛パレードが行われた(甲A第981号証)。ある原告(小学生)は、この鼓笛パレードで演奏するため、友人と一緒に、一生懸命にトランペットの練習をおこなっていたが、本件事故によりかなわなかった(甲C50-1一陣原告丸山佑二陳述書10頁)。

ある者は、隣組の住民どうしで、自宅前に竹で作った30メートルの流しそうめんを手作りして楽しんだ。子どもたちは、流しそうめんの竹割りや組み立ても手作業を間近で見て、竹を中心で割ることの難しさを感じ取った(一陣原告國分富夫本人調書17頁～18頁、甲C19-3一陣原告國分富夫陳述書9頁～10頁)。

また、自宅を建築する際には地元の友人たちも協力しあった(一陣原告國分富夫本人調書19頁、甲C19-3一陣原告國分富夫陳述書3頁)。

ある者は、子どもの小学校のPTA会の際、自宅の庭を駐車場として開放したり、自宅の庭で子どもの小学校のPTAが主催する地域の夏祭りをおこなった。こうした準備を地域住民と協力しあって行うことで、人間関係も構築されていった(甲C54-1一陣原告

寺岡訓子陳述書 12 頁)。

(2) 人と自然とのかかわり

原告らが居住していた小高区は、自然豊かな地域であった。住民たちは、豊かな自然とかかわりながら、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを受けて生活をしてきた。

ある原告は、親子で村上海水浴場（塚原海岸）までサイクリングをし、砂浜で遊んだ（甲 C 50-2 写真⑥）。またある者は、家族で小高神社での初詣と初日の出を見た帰り、村上海岸に立ち寄り、そこに飛来する白鳥の群れに餌をやるのが通例であった（甲 C 54-1 一陣原告寺岡訓子陳述書 13 頁）。

小高区内を流れる堀では、子どもたちが小魚やザリガニを追いかけた（甲 C 50-2 写真③）。また、子どもたちは、八丈石（山）に登り、そこを流れる金谷川で遊んだ（甲 C 54-1 一陣原告寺岡訓子陳述書 13 頁）。夏から秋にかけては、自宅近くの川でシジミを採り（甲 C 54-1 一陣原告寺岡訓子陳述書 16 頁）、里山では春には山菜、秋にはキノコ類を採取した（甲 C 54-1 一陣原告寺岡訓子陳述書 14 頁、16 頁）。

小高区の最高峰である懸の森山では、町の年間行事として、毎年4月 29 日に登山をした。子どもから高齢者まで、多くの者が登山を楽しんだ（一陣原告國分富夫本人調書 21 頁～22 頁）。

(3) つながりとかかわりの持続性

「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所として「故郷」となる。

原告らは、ある者は先祖代々、ある者は小高区に移り住み、そこで家族を形成し、住民どうしの長年にわたる交流の積み重ねを経て、小

高区での地域生活を形成してきた。そこでは、助け合いの相互扶助関係やおそらく分けに代表されるような生活費代替機能などの地域生活利益が享受されてきた。こうした地域生活は、親から子、孫へと過去から将来へ連綿とつながってきた（つながっていく）ものであった。

これを農業従事者を例に挙げてみると、ある原告は、先祖代々の稼業である稻作農業を引き継いだが、さらに自らも養蚕業や梨の栽培を手掛けるなどして、幅を広げていった（甲C42-1一陣原告横田芳朝陳述書3頁）。こうして、農業を先祖から将来世代へと引き継いでいくことができるのである。

さらに農業用水は、集落の堤（つつみ）という大きなため池から、集落の農家全体がこのため池から引いていた（甲C42-1一陣原告横田芳朝陳述書11頁）。こうしたため池の水は、集落全体の共有財産として管理しており、干ばつの年には集落皆で水を分け合ったり、洪水で水路が壊れれば集落総出で修繕するなどして、皆で生きていく知恵として続けられてきた（甲C42-1一陣原告横田芳朝陳述書11頁）。

このように小高区でも、こうした地域における「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」をもって存在してきたものである。

第2 小高区の帰還者数について

1 小高区に対する調査

原告らは、南相馬市に対して人口動態などについて情報の公開を請求し、2019年5月21日、同市からその回答を得た（甲A第984号証情報公開請求書）。

2 小高区の人口動態

(1) 住民登録者数

小高区の住民基本台帳に登録している人数については、次表の通り推移している。

年齢層	2011.3.11 時点	2016.7.12(避難指示解除) 時点	2018.3.31 時点	2011 年 3 月 人數
				— 2018 年 3.31 人數
0~19 歳	2350 人	1481 人	950 人	1400 人
20~40 歳	2613 人	1717 人	1197 人	1416 人
41~64 歳	4288 人	3249 人	2529 人	1759 人
65 歳以上	3574 人	3363 人	3086 人	488 人
総数	12825 人	9810 人	7762 人	5063 人

住民基本台帳に登録している人数については、2011年3月11日と比較すると、2018年3月31日時点では、5063人の減少となっている。

特に、0~19歳、20~40歳、41~64歳はいずれも、各1400人以上の減少となっている。

減少した人数の、2011年3月11日時点の人数に対する割合は、0~19歳約60%、20~40歳約54%、41~64歳約41%、65歳以上約14%となっており、若年者ほど高くなっている。

甲 A 第 983 号 証表 1-3 には、2011年4月以降半年ごとの住民基本台帳登録者数の推移が記載されている。同表によると、0~19歳、20~40歳、41~45歳はいずれも減少傾向が続いている。これは、転出者の人数に対し、転入者数の少ないことが要因である(甲

A第984号証表1-4、1-5、1-6参照)。

2022年12月31日現在の、南相馬市小高区の人口は、次表のとおりである。

なお、参考までに鹿島区、原町区の人口も計上している。

地域別	人口	0-14	比率	15-64	比率	65-	比率
小高	6,520	366	5.6%	3,212	49.3%	2,942	45.1%
鹿島	9,954	1,000	10.0%	5,209	52.3%	3,745	37.6%
原町	41,059	3,725	9.1%	22,826	55.6%	14,508	35.3%
合計	57,533	5,091	8.8%	31,247	54.3%	21,195	36.8%

比率は、該当地域の全人口に対する比率である。

これを見ると、鹿島区、原町区、南相馬市に比べ、小高区は0-14歳、15-64歳の人口比率が低く、他方で、65歳以降の人口比率が高いことがわかる。

なお、2011年3月31日時点での人口構成は以下の通りである。

2011.3.31時点							
地域別	人口	0-14	比率	15-64	比率	65-	比率
小高	12,636	1,647	13.0%	7,463	59.1%	3,526	27.9%
鹿島	11,428	1,466	12.8%	6,759	59.1%	3,203	28.0%
原町	70,516	9,558	13.6%	42,673	60.5%	18,285	25.9%
合計	94,580	12,671	13.4%	56,895	60.2%	25,014	26.4%

(いずれも、小高区HP、小高区・鹿島区・原町区の年齢別人口
(<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1160/11104/1677.html>) の令和4年12月31日現在、平成23年3月31日現在のデータから作成。)

2011年3月31日時点での人口構成をみると、小高区、鹿島区、原町区で、全人口に対する0-14歳、15-64歳、65歳以上の各世代の比率は、ほとんど差異はなかったし、また、小高区のほうが鹿島区よりも

人口が多かった。

しかし、本件事故により、小高区は避難指示により長期間帰還が困難であったこと、これによるコミュニティの破壊、自然環境の放射能汚染などの事情から、帰還が進まず。小高区と鹿島区で人口が逆転している。また、0・14歳、15・64歳の小高区の全人口に対する割合は、鹿島区、原町区と比べて低いし、高齢者人口の比率は高い。本件事故の影響により、0～65歳までの人口の帰還が進んでおらず、他方で、65歳以上の一
部のみが帰還している状況がわかる。

(2) 居住者数

2016年10月1日以降の小高区の半年ごとの居住者数は、2016年10月1日880人、2017年4月1日1497人、2017年10月1日2219人、2018年4月1日2654人、2018年10月1日2934人、2019年4月1日3509人である。そして、本件事故当時の小高区の住民のうち、2019年4月1日時点で小高区に居住している人は3509人であり、このうち、本件事故当時、小高区に住民登録をしていなかった者は375人である（以上、甲A第984号証最終頁の表）。

その後の居住人口の推移は、甲A第985号証の表記載のとおりである。

小高区の居住人口は、その後微増しているが、結局、2020年8月頃から3800人程度で推移しており、頭打ちとなっている。

住民登録人口に対する居住人口の比率は、2022年12月時点で、58.7%（居住人口3826人、住民登録6520人）である。

事故前の人口に対する2022年12月31日時点の居住人口の比率は、29.8%（居住人口3826人、住民登録12825人）であり、

これが本件事故時の人口のうち、帰還した比率と近似するはずであるから、帰還率は 30 %にも満たない。

(3) 死亡者数

本件事故後半年間に死亡した人の人数は、271人であり、その後は、半年間ごとに、概ね 100 人～200 人程度で推移している（甲 A 第 984 号証表 1-5）。本件事故後の半年間に死亡者数が顕著に多いのは、本件事故による病気の発症、ストレスや持病の悪化等で多数の人々が亡くなった事実を示している。

第3 インフラの状況

1 教育施設等

小高区は、本件事故時点での 0-14 歳の人数が 1,647 人であったが、2022 年 12 月 31 日時点では、わずか 366 人に過ぎない。

同区の将来を担う子ども世代、若者世代の帰還、新生児の出生が著しく減少していることが見て取れる。

2017（平成 29）年 4 月に小高幼稚園が再開したが、本件事故前にあった小高区内の公立幼稚園 3 園、私立幼稚園 1 園、及び保育所 1 は、本件事故の影響によりいずれも休園していた。

現在は、小高幼稚園、南相馬市立おだか認定こども園、小高教会幼稚園が運営されている。

小高区内の小高、金房、鳩原、福浦小学校は 2017（平成 29）年 4 月に再開した。これらの 4 小学校は、帰還する子どもの数が少ないので、小高 4 小学校として小高小学校校舎にて、4 校の合同運営となっていた。

その後、現在は統合され、小高小学校一校となっている。

小高中学校は2017（平成29）年4月、自校にて再開した。他方で、小高工業高校及び小高商業高校は、帰還する子どもの数が少ないために統合され、2017（平成29）年4月より小高産業技術高校として運営されている。

小高区の多くの子どもたちが現在も小高区外で避難生活を送っていることにより、小高区の小中学校の児童生徒数は、2017年時点で、本件事故前の1割前後にとどまっていた。現在でも、本件事故前にくらべ22%程度に過ぎない。

こうした子どもの減少は、学校行事やクラブ活動の実施に支障を来たすとともに、「生きる力」を養うための競争力の確保等にも影響を及ぼすことが懸念されている（甲 A986 の5頁）。

2 医療機関（甲 A987）

本件事故に伴う避難指示により、小高区のすべての医療機関・福祉関係施設は休止を余儀なくされたが、避難指示解除後、2017（平成29）年5月から市立小高病院が遠隔診療を再開させ、同年12月に上町内科皮フ科クリニックが再開した（甲 A987）。しかしながら、同時点で、その他の小高区内の医院は、本件事故の影響により、週2日ないし3日の診療に限定され、多くの医療機関は、休診中である。医療スタッフも医師・看護師等が減少しており、厳しい医療環境が続いている。

2022年3月時点と、2018年1月時点での医療機関の状況は以下のとおりである（甲 A987, 988）。

2018年1月 営業中	2022年3月 営業中
市立小高病院	
半谷医院	半谷医院

	市立総合病院
	小高診療所
	もんま整形外科医院
小高調剤薬局	小高調剤薬局
今村歯科・矯正歯科医院（平成30年8月再開）	今村歯科・矯正歯科医院
鈴木歯科（平成30年10月再開）	鈴木歯科
	コスモ調剤薬
	スマイル薬局

2018年と比べれば、医療機関、薬局の開業数は増えているが、それでも本件事故前と比べて十分とはいがたい。

第4 経済活動

1 農業

米作では、2014年まで、作付け制限があり、年々作付け面積が回復してきているものの、本件事故前とくらべ、水稻再開率は50%程度にとどまる（平成30年度）。

本件事故による長期間にわたる農作物の作付制限等により、農業者の営農意欲が低下し、田畠も荒廃し、農業の未来が懸念される状況となっている（甲 A986 の 6 頁）。

2 事業所、商業施設

本件事故により、小高区の産業は壊滅的な被害を受けた。

小高区内の事業所では、本件事故の影響による工場・店舗・事務所の移転や廃業等により、多くの雇用の場が失われた。小高駅前の商店街は多くの商店が今なお本件事故の影響で閉店しており、建物が取り壊され

て更地になっている所も目立つ。

小高区全体では、いまだに再開できない事業所が多く、再開事業所でも顧客の減少や労働力不足に直面している。事業再開や継続のためには幾多の努力が必要な状況である（甲 A986 の 6 頁）。

他方で、第一審の現地検証の際に営業していた「エンガワ商店」が 2018（平成 30）年 12 月 5 日閉店し、これに代わり、翌 6 日、公設民営商業施設「小高ストア」が開業した。「小高ストア」は、生鮮食品などを扱うスーパーであり、南相馬市がスーパー跡地を買い取り、総事業費約 3 億円をかけて整備した施設である。

また、2019 年 1 月 26 日、小高区復興拠点施設「小高交流センター」が小高駅前通り沿いに開業した。同センターは、復興・再生を目的として、南相馬市が整備を進めてきた施設である。

第 5　まとめ

上記のとおり、小高区の帰還者は、65 歳以上の高齢者がその多くを占めているが、帰還率は高くなく、従来のコミュニティは回復しない。

自然環境も除染が十分ではなく、本件事故前の自然とのかかわりを持つことはできない。

いまなお、小高区の本件事故前のふるさとは、はく奪、変容したままである。

以上